2　計画の体系

基本理念 （日進市男女平等推進条例　第3条）	基本目標	施策の方向	施策内容
【８つの基本理念】 （１）男女の人権の尊重 （２）施策や方針の立案及び決定への参画 （３）社会における制度や慣行への配慮 （４）家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮 （５）男女平等を基本とした教育への配慮 （６）国際社会との協調 （７）性と生殖に関する健康と権利の尊重 （８）男女間の暴力の根絶	Ⅰ 男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり （18 頁）	1　人権を尊重する意識を高める（19 頁）	①人権を尊重する意識の啓発（19 頁） ②人権相談の充実（20 頁） ③人権教育の充実（20 頁） ④多様な性の理解促進（20 頁） ⑤国際的な視点の取り組み（21 頁）
		2　男女平等を推進するための教育・学習を充実する（22 頁）	①男女平等意識の啓発（22 頁） ②学校等における男女平等教育の促進（23 頁） ③性知識に関する教育・啓発（25 頁）
		3　男女平等の視点に立ち制度・慣行を見直す（26 頁）	①男女平等の自治体づくり（26 頁） ②制度・慣行の見直し（27 頁）
		4　性別による権利侵害等の理解を深め、予防対策を強化する（28 頁）	①性の尊重に関する啓発（28 頁） ②性犯罪、各種ハラスメント等の防止対策の充実（29 頁）
		5　ＤＶ防止対策と被害者支援を充実する（30 頁）	①ＤＶ防止に向けた意識啓発（30 頁） ②相談体制の充実（31 頁） ③被害者支援の充実（31 頁）
	Ⅱ 男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり （32 頁）	1　政策・方針決定の場における男女平等を推進する（33 頁）	①審議会等への女性の登用の推進（33 頁） ②管理職・主任等への女性の進出促進（33 頁） ③市民参加の拡充（34 頁）
		2　地域活動の場における男女平等を推進する（35 頁）	①地域活動における男女平等の促進（35 頁） ②ボランティア活動・市民活動団体等への参画機会の促進（36 頁） ③男女平等を推進するグループ・学習者の活動環境の充実（37 頁）
	Ⅲ 男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり （38 頁）	1　男女が職業生活においてともに活躍できる環境を整備する（39 頁）	①女性の就労機会の拡大の促進（39 頁） ②職場における男女平等の推進と意識啓発（41 頁） ③ワーク・ライフ・バランス実現のための企業への働きかけ（42 頁） ④育児・介護休業制度の利用促進（43 頁）
		2　子育て・介護の環境を整備する（44 頁）	①男女がともに家事・子育て・介護に参画するための支援（44 頁） ②子育て支援の充実（45 頁） ③高齢者福祉・介護サービスの充実（48 頁） ④障害福祉サービスの充実（49 頁）
		3　女性の生涯にわたる健康づくりを支援する（50 頁）	①妊娠・出産・育児期における健康支援（50 頁） ②生涯を健康に過ごすための支援（51 頁）
		4　さまざまな困難を抱えている人を支援する（53 頁）	①ひとり親家庭への支援（53 頁） ②就職支援の充実（54 頁） ③生活保護相談及び支援の充実（54 頁）
		5　防災・復興分野での男女共同参画を促進する（55 頁）	①防災・復興分野における男女共同参画の推進（55 頁） ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応（55 頁）
	Ⅳ 計画を推進する体制づくり （56 頁）	1　関係団体との連携を強化する（56 頁）	①市民・関係団体との連携の強化（56 頁） ②活動場所の整備（57 頁）
		2　庁内の体制強化・意識改革を図る（58 頁）	①推進体制の充実（58 頁） ②推進状況の確認と市民意識調査の実施（59 頁）

※　　は重点推進施策